

水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

国が定める児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。)の改正に伴い、水戸市指定通所支援事業等基準条例について、関係規定の整備を行う。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの、基準省令を標準とすべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、当該省令のとおり規定する。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 従業者の員数	児童発達支援(児童発達支援センターであるものに限る。)	治療を行う場合は、診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならないこととし、これらの従業者は、原則として専従でなければならないこととする。(3年の間は、従前の例によることができることとする。)(第7条第3項及び第8項) 主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる事業所の従業者の員数の基準の特例を廃止する。(3年の間は、廃止前の特例によることができることとする。)(第7条)
イ 管理者の兼務範囲の拡大	通所支援事業全般	管理者は、事業所の管理上支障がない場合には、他の事業所等の職務に従事することができることとする。(第8条)
ウ 設備	児童発達支援(児童発達支援センターであるものに限る。)	主として重症心身障害児を通わせる事業所の設備の基準の特例を廃止する。(当分の間、廃止前の特例によることができることとする。)(第12条第1項のうち遊戯室に係る規定) 治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならないこととする。(第12条第2項)

(2) 基準省令を標準として改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
利用定員	児童発達支援	主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の利用定員を5人以上とすることができる旨の規定について、児童発達支援センターである事業所は対象とならな

		いこととする。(当分の間、廃止前の特例によることができることとする。)(第13条)
--	--	-------------------------------------------

(3) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 定義	通所支援事業全般	指定発達支援医療機関を実施主体とする医療型児童発達支援に係る児童福祉法の規定が削除されたことに伴い、「指定障害児通所支援事業者又は指定発達支援医療機関」を「指定障害児通所支援事業者等」と総称する同法の定義規定が「指定障害児通所支援事業者」に改められたことから、本条例中の字句を同様に改める。(第2条第1項第3号、第3条、第4条及び第26条)
イ 基本方針	児童発達支援	医療型児童発達支援が児童発達支援に一元化されることに伴い、事業の内容に、上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対する治療(以下「治療」という。)を追加する。(第5条)
ウ 設備	児童発達支援(児童発達支援センターであるものに限る。)	主として重症心身障害児を通わせる事業所の設備の基準の特例を廃止する。(当分の間、廃止前の特例によることができることとする。)(第12条第1項のうち遊戯室以外のものに係る規定)
エ 通所利用者負担額の受領	児童発達支援	法定代理受領を行わない場合に通所給付決定保護者から支払を受けるものとする額として、治療を行う場合の肢体不自由児通所医療に係る費用の額を追加する。(第25条第2項)
オ 障害児通所給付費の額に係る通知等	児童発達支援	指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に通知すべき額として、肢体不自由児通所医療費の額を追加する。(第27条第1項)
カ 指定児童発達支援の取扱方針	通所支援事業全般	障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。(第28条第2項)
	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達	障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定通所支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないこととする。(第28条第4項及び第98条)

	支援	
	児童発達支援、放課後等デイサービス	自己評価の実施について、従事者による評価を受けた上で行うこととするとともに、自己評価及び保護者による評価を保護者に示すこととする。(第28条第6項及び第7項)
	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援	事業所ごとに心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした支援の実施に関する計画を策定し、公表しなければならないこととする。(1年の経過措置期間を設ける。)(第28条の2及び第98条)
	保育所等訪問支援	指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たり、従事者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、保護者及び訪問先施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととする。(第103条)
		指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、公表しなければならないこととする。(第103条)
キ 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならないこととする。(第28条の3)
ク 児童発達支援計画の作成等	通所支援事業全般	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。(第29条第2項)
	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童発達支援管理責任者が個別支援計画の原案に記載する支援の具体的内容は、心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえたものとしなければならないこととする。(第29条第4項)
	通所支援事業全般	児童発達支援管理責任者が個別支援計画の作成に当たり担当者等を招集して行う会議について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保することとする。(第29条第5項)

		児童発達支援管理責任者が個別支援計画を交付すべき対象として、保護者に係る指定障害児相談支援事業者を追加する。(第29条第7項)
	居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援管理責任者が個別支援計画の原案に記載する支援の具体的内容は、心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえたものとしなければならないこととする。(第98条)
	保育所等訪問支援	児童発達支援管理責任者が個別支援計画の原案に記載する支援の具体的内容は、インクルージョンの観点を踏まえたものとしなければならないこととする。(第103条)
ケ 児童発達支援管理責任者の責務等	通所支援事業全般	障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。(第30条第2項)
コ 医療型児童発達支援	医療型児童発達支援	医療型児童発達支援が児童発達支援に一元化されることに伴い、医療型児童発達支援に係る基準を削除する。(第3章)

3 施行期日

令和6年4月1日

水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例 参照条文

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

（指定障害児通所支援の事業の基準）

第 21 条の 5 の 19 指定障害児事業者等は，都道府県の条例で定める基準に従い，当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定発達支援医療機関ごとに，当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害児事業者等は，都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い，指定通所支援を提供しなければならない。

3 都道府県が前 2 項の条例を定めるに当たっては，第 1 号から第 3 号までに掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし，第 4 号に掲げる事項については内閣府令で定める基準を標準として定めるものとし，その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

(2) 指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

(3) 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて，障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

(4) 指定通所支援の事業に係る利用定員

4 （略）

【参考資料】各基準条例と障害福祉サービス等種別との関係について

基準条例名	障害福祉サービス等種別
<p>水戸市障害福祉サービス事業基準条例 (令和2年条例第3号)</p> <p>※障害福祉サービスの最低基準を定めるもの。「指定」を受けずに実施可能だが、この場合、市町村から給付費は支給されない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護 ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練，生活訓練） ・就労選択支援【新設】 ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型，B型）
<p>水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例 (令和2年条例第4号)</p>	<p>【上段に加え以下のサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・短期入所 ・重度障害者等包括支援 ・就労定着支援 ・自立生活援助 ・共同生活援助（グループホーム）
<p>水戸市障害者支援施設基準条例 (令和2年条例第5号)</p> <p>※障害者支援施設の最低基準を定めるもの。「指定」を受けずに実施可能だが、この場合、市町村から給付費は支給されない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設（夜間のサービス（施設入所支援）と昼間のサービス（生活介護，自立訓練（機能訓練，生活訓練），就労移行支援又は就労継続支援B型）とを組み合わせ提供する）
<p>水戸市指定障害者支援施設等基準条例 (令和2年条例第6号)</p>	
<p>水戸市地域活動支援センター基準条例 (令和2年条例第7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター（障害者が通所し，創作的活動又は生産活動の機会の提供，社会との交流等の便宜を供与する施設。市内に3か所。）
<p>水戸市福祉ホーム基準条例 (令和2年条例第8号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ホーム（低額な料金で居室その他の設備を利用させ，日常生活に必要な便宜を供与する施設。市内には存在しない。）
<p>水戸市指定通所支援事業等基準条例 (令和2年条例第9号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援（児童発達支援に一元化） ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援

新旧対照表

福祉部障害福祉課

現行	改正（案）
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章（略）</p> <p>第3章 医療型児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第68条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第69条・第70条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第71条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第72条—第78条）</p> <p>第4章から第8章まで（略）</p> <p>付則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。</p> <p>(4)（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章（略）</p> <p>第3章 削除</p> <p>第4章から第8章まで（略）</p> <p>付則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。</p> <p>(4)（略）</p>

(5) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第68条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第79条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第91条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第99条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第4号。第57条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第85条に規定する指定生活介護の事業、同条例第138条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第167条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第179条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第193条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

2 (略)

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第3条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第29条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視し

(5) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第79条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第91条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第99条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第4号。第57条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第85条に規定する指定生活介護の事業、同条例第138条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第167条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第179条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第193条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

2 (略)

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第3条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第29条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視し

した運営を行い、市、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（指定障害児通所支援事業者等の指定）

第4条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、次の各号に掲げる指定の申請の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) (略)

(2) 法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請 次に掲げる者のいずれかに該当する者

ア及びイ (略)

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第7条 (略)

2 (略)

した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（指定障害児通所支援事業者の指定）

第4条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、次の各号に掲げる指定の申請の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) (略)

(2) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請 次に掲げる者のいずれかに該当する者

ア及びイ (略)

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

第7条 (略)

2 (略)

(新設)

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

4 第2項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(削除)

(削除)

5 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第

第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8 第1項（第1号を除く。）から第5項までに規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（新設）

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（管理者）

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 第1項第2号ア及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

9 前2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（管理者）

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第 11 条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 （略）

第 12 条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

（新設）

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア及びイ （略）

(2) （略）

3 第 1 項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる

第 11 条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 （略）

第 12 条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 第 1 項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 発達支援室

ア及びイ （略）

(2) （略）

（削除）

指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

(利用定員)

第13条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(契約支給量の報告等)

第15条 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 (略)

(連絡調整に対する協力)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市又は障害児相談支援事業を行う者(第51条第1項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、市、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけれ

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

(利用定員)

第13条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(契約支給量の報告等)

第15条 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 (略)

(連絡調整に対する協力)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第51条第1項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(指定障害児通所支援事業者との連携等)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めな

ばならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第 25 条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

(新設)

(新設)

3 から 6 まで (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第 26 条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」と

なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第 25 条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養をいう。))を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 から 6 まで (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第 26 条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」とい

いう。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第 27 条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第 28 条 指定児童発達支援事業者は、次条第 1 項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然又は画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

(新設)

2 (略)

(新設)

う。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第 27 条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第 28 条 指定児童発達支援事業者は、第 29 条第 1 項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然又は画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定によりその提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)から(7)まで (略)

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(新設)

(新設)

行わなければならない。

5 (略)

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)から(7)まで (略)

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第28条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第28条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第29条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (略)

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項に規定する児童発達支援計画の原案について意見を求めなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第29条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (略)

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項に規定する児童発達支援計

6 (略)

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8から10まで (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第30条 (略)

(新設)

(指導, 訓練等)

第32条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導, 訓練等を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導, 訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導, 訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導, 訓練等を受けさせてはならない。

画の原案について意見を求めなければならない。

6 (略)

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。

8から10まで (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第30条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(支援)

第32条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に支援を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市への通知)

第 37 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第 41 条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第 42 条の 2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して障害児の保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第 44 条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(記録の整備)

第 56 条 (略)

2 及び 3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、第 1 項及び第 2 項に規定する記録を法第 21 条の 5 の 22 の規定により市長が行う帳簿書類の提出若しくは提

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第 37 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第 41 条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第 42 条の 2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第 44 条 指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(記録の整備)

第 56 条 (略)

2 及び 3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、第 1 項及び第 2 項に規定する記録を法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により市長が行う帳簿書類の提出若し

示の命令又は帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

(設備)

第 62 条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第 3 章 医療型児童発達支援

第 1 節 基本方針

第 68 条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 69 条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1 以上

くは提示の命令又は帳簿書類の検査に遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならない。

(設備)

第 62 条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第 3 章 削除

第 68 条から第 78 条まで 削除

(3) 保育士 1以上

(4) 看護職員 1以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第70条 第8条及び第10条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第71条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。

(2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室及び便所を有すること。

(3) 便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第72条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受け

ることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、規則で定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容並びに費用及びその内訳を記した文書を交付して説明を行い、文書により通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護

者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市への通知)

第 75 条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第 76 条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、事業の運営に係る事項のうち規則で定めるものに関する規程を定めておかなければならない。

(情報の提供等)

第 77 条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第 78 条 第 14 条から第 24 条まで、第 26 条、第 28 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）から第 36 条まで、第 38 条、第 40 条から第 43 条まで、第 45 条から第 47 条まで、第 49 条、第 51 条から第 54 条まで及び第 56 条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 79 条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後

第 79 条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後

等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第 82 条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)
(設備)

第 88 条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)
(従業者の員数)

第 92 条 (略)

2 前項第 1 号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくは同法の規定による大学院において心理学を専攻する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有す

等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第 82 条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)
(設備)

第 88 条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)
(従業者の員数)

第 92 条 (略)

2 前項第 1 号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくは同法の規定による大学院において心理学を専攻する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する

ると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第98条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項及び第2項、第54条から第56条まで並びに第77条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(準用)

第103条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条、第45条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項及び第2項、第54条から第56条まで、第77条並びに第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

と認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第98条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第6項及び第7項を除く。)、第28条の2、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第2項並びに第54条から第56条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(準用)

第103条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項を除く。)、第28条の3から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条、第45条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第2項、第54条から第56条まで並びに第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(従業者の員数に関する特例)

第 104 条 多機能型事業所 (この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項, 第 7 条 (第 3 項及び第 6 項を除く。), 第 69 条, 第 80 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項, 第 92 条第 1 項並びに第 100 条第 1 項の規定の適用については, 第 6 条第 1 項中「事業所 (以下「指定児童発達支援事業所」という。))」とあるのは「多機能型事業所」と, 同項第 1 号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と, 同条第 2 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 同条第 3 項及び第 5 項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と, 第 7 条第 1 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 同項第 2 号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と, 同条第 2 項及び第 4 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 同項第 1 号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と, 同条第 5 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 同条第 7 項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と, 同条第 8 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と, 第 69 条第 1 項中「事業所 (以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。))」とあり, 並びに同条第 2 項及び第 3 項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 第 80 条第 1 項中「事業所 (以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。))」とあるのは「多機能型事業所」と, 同項第 1 号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と, 同条第 2 項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 同条第 3 項及び第 5 項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と, 第 92 条第 1 項中「事業所 (以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。))」とあるのは「多機能型事業所」と, 第 100 条第 1 項中「事業所 (以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。))」とあるのは「多機能型事業所」と

(従業者の員数に関する特例)

第 104 条 多機能型事業所 (この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項, 第 7 条 (第 4 項及び第 5 項を除く。), 第 80 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項, 第 92 条第 1 項並びに第 100 条第 1 項の規定の適用については, 第 6 条第 1 項中「事業所 (以下「指定児童発達支援事業所」という。))」とあるのは「多機能型事業所」と, 同項第 1 号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と, 同条第 2 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 同条第 3 項及び第 5 項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と, 第 7 条第 1 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 同項第 2 号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と, 同条第 2 項及び第 3 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 同条第 6 項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と, 同条第 7 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と, 同条第 8 項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と, 第 80 条第 1 項中「事業所 (以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。))」とあるのは「多機能型事業所」と, 同項第 1 号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と, 同条第 2 項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 同条第 3 項及び第 5 項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と, 第 92 条第 1 項中「事業所 (以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。))」とあるのは「多機能型事業所」と, 第 100 条第 1 項中「事業所 (以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。))」とあるのは「多機能型事業所」と

るのは「指定通所支援」と、第92条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第100条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

(利用定員に関する特例)

第106条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第13条、第72条及び第83条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第13条、第72条及び第83条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第13条、第72条及び第83条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第13条、第72条及び第83条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

(電磁的記録による作成等)

業所」とする。

2 (略)

(利用定員に関する特例)

第106条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第13条及び第83条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第13条及び第83条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第13条及び第83条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第13条及び第83条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

(電磁的記録による作成等)

第 107 条 この条例の規定により書面で行うこととされている作成，取得，保存等の行為（第 15 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 19 条（これらの規定を第 60 条，第 64 条，第 78 条，第 85 条，第 86 条，第 90 条，第 98 条及び第 103 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，当該規定にかかわらず，書面に代えて，電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 （略）

付 則

第 107 条 この条例の規定により書面で行うこととされている作成，取得，保存等の行為（第 15 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 19 条（これらの規定を第 60 条，第 64 条，第 85 条，第 86 条，第 90 条，第 98 条及び第 103 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，当該規定にかかわらず，書面に代えて，電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 （略）

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「一部改正法」という。）附則第 4 条第 1 項の規定により一部改正法第 2 条の規定による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定（以下「指定」という。）を受けたものとみなされている水戸市指定通所支援事業等基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）に係る従業者及びその員数に関する基準については，改正後の水戸市指定通所支援事業等基準条例（以下「新条例」という。）第 7 条の規定にかかわらず，令和 9 年 3 月 31 日までの間，なお従前の例によることができる。

- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により指定を受けたものとみなされている指定児童発達支援事業者に係る設備に関する基準については、新条例第12条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者に係る新条例第5条に規定する指定児童発達支援の事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）が主として難聴児を通わせるもの又は主として重症心身障害児を通わせるものである場合の当該指定児童発達支援事業所の従業者及びその員数並びに利用定員に関する基準については、新条例第7条及び第13条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者に係る指定児童発達支援事業所が主として難聴児を通わせるもの又は主として重症心身障害児を通わせるものである場合の当該指定児童発達支援事業所の設備に関する基準については、新条例第12条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 新条例第28条の2（新条例第60条、第64条、第85条、第86条、第90条及び第98条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新条例第28条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。